

## 高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

## 消費生活センター情報特急便 NO.197

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

## ◆ 通販サイトでの定期購入に注意！

SNSの動画配信サイトや検索サイト等で「初回無料」「お試し0円」という広告を見て、化粧品やサプリメントなどを気軽に申し込んだが、「1回だけのつもりで申し込んだのに定期購入だった」「2回目から高額になった」といったトラブルが後を絶ちません。

## 〈相談事例〉

- ・スマホのアプリに「お試し500円」と美白ファンデーションの広告が表示され、販売サイトにアクセスして注文した。数日後、頼んでいないのに同じ商品が2個届いた。販売者にメールすると、「あなたの頼んだコースでは、お試し商品を含め全部で4回総額25,000円払った後でないとは解約できない」という返事が来た。
- ・動画広告を見て「初回500円」という定期購入のダイエットサプリを申し込んだ。2回目からは、5,000円と高くなるがいつでも解約できると書いてあり、すぐに解約すればいいと思っていた。しかし、解約のための電話番号に何度かけてもつながらない。

## 〈トラブル防止のポイント〉

- ・定期購入の販売サイトでは、低価格であることが強調されている一方、契約条件や解約方法の表示が小さかったり注意深く読まないで契約内容が認識しづらくなっています。
- ・通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。商品の注文前に、定期購入が条件となっていないか、支払う総額はいくらか、解約・返品の方法と条件を確認しましょう。
- ・販売サイトや申し込みの最終確認画面を印刷する、スクリーンショットを撮るなどし、契約内容を記録しておきましょう。

消費生活トラブルで困ったときは、消費生活センターにご相談ください。

★右のQRコードから中野区ホームページにて、

2020年4月からの「情報特急便」をご覧ください。



裏面にて、(独)国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

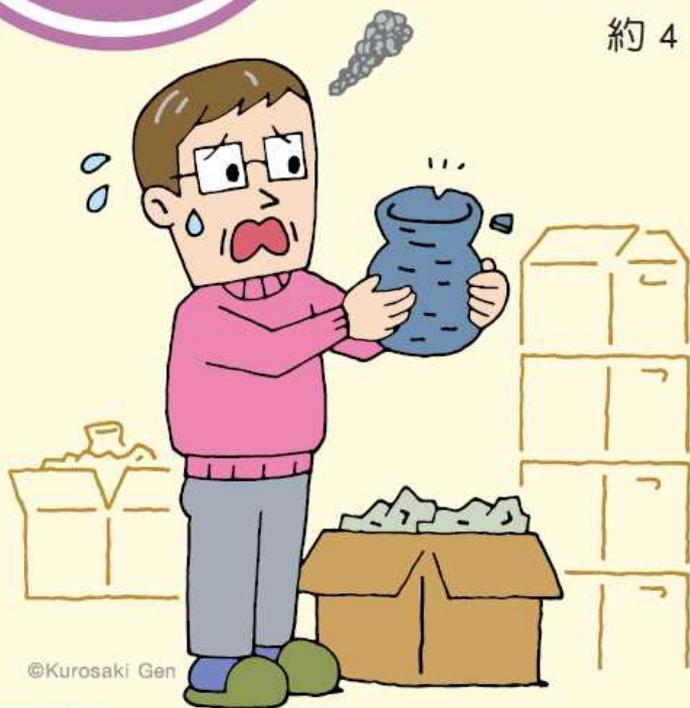
消費生活センター 中野区中野4-8-1 (区役所1階24番窓口)  
 相談受付電話 03(3389)1191 FAX 03(3389)1199  
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時 (土日・祝日・年末年始は休み)  
 eメールアドレス shohiseikatusementa@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

## 見守り 新鮮情報

引越業者に荷造りを任せて**引っ越し**をした際、有名作家が作った一点ものの**陶器**の縁が**欠けて**しまった。引越業者は責任を認めて**弁償**するというので、約4万円と申告したが、事業者が提示した**金額**はずいぶん**少なかった**。事前に貴重な陶器作品とは**申告していない**が、有名作家が作ったので今購入したらもっと高額である。納得できない。

(60歳代)



# 引っ越しの際の破損・紛失 トラブルに気を付けて

## ひとこと助言

あらかじめ  
申告しよう!



見守るくん

- 引っ越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引っ越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うこととなります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。
- 貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者に申告しましょう。
- 破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引っ越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。
- 損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費生活ホットライン 188)。